環衛第１５５３号

令和５年６月２９日

一般社団法人　関西環境開発センター　理事長

一般社団法人　大阪ビルメンテナンス協会　会長

公益財団法人　日本建築衛生管理教育センター関西支部 支部長　　様

一般社団法人　大阪府ペストコントロール協会　会長

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課長

労働安全衛生法令の一部改正に伴う建築物における衛生的環境の

確保に関する法律施行規則の改正について

標記については、令和５年６月６日付け生食発0606第３号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官より、別添のとおり通知がありました。

つきましては、下記改正概要等を御了知いただきますようお願いします。

記

〇改正の趣旨及び概要

　　　　近年、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具が開発され、化学物質に

よる労働災害防止のために有効な保護具であることから、労働安全衛生法施行令

等の改正が行われた。

これを踏まえ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の事業登録制度

に基づく建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準についても、機械器具に関する

基準を改正し、防毒マスクの代わりに防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保

護具を有していても、これを満たすこととした。

〇施行期日について

令和５年10月１日から施行

|  |
| --- |
| 問い合わせ先大阪府健康医療部生活衛生室　環境衛生課衛生指導グループ　田中・山本TEL：06-6944-9180FAX：06-6944-6707Mail：kankyoeisei-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp |